

# 監 査 結 果 報 告 書

〔定期監査〕

令和 7 年度

佐賀中部広域連合監査委員



佐中広監査第31号  
令和8年3月25日

佐賀中部広域連合議会議長 山田 誠一郎 様  
佐賀中部広域連合長 坂井 英隆 様

佐賀中部広域連合監査委員  
職務執行者 力久 剛

佐賀中部広域連合監査委員 坂口 絹代

### 定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定により、令和7年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、資産等の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

なお、監査対象部署ごとに、前回監査結果及び監査委員の指示事項などを含め、監査を実施した。

##### (2) 監査の対象等（監査実施対象：3課2署）

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	給付課	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 7年 10月 31日	令和 7年 9月 5日 ～ 令和 8年 2月 24日
	予防課	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 7年 8月 31日	
警防課			
北部消防署			
佐賀広域消防局	小城消防署		

(3) 定期監査における指摘事項等の件数

(単位：件)

区 分	指摘事項		検討を求める事項		注意を求める事項		計	
	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6
1 服務関係	0	0	0	0	0	1	0	1
2 文書	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収入	0	0	0	0	0	1	0	1
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	0	0	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	0	0	0
9 現金の取扱い	0	0	0	0	1	0	1	0
10 その他 (内部統制含む)	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	1	2	1	2

3課2署 2課2署

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの

(検討を求める事項) 違法又は不当な事項で、改善について検討を求めることが適当なもの

(注意を求める事項) 違法又は不当な事項で、注意を求めることが適当なもの

(4) 監査結果の講評

監査委員が指摘事項等の監査講評を行い、是正、改善を要請した。

## 2 監査の結果

監査の対象	事務局 給付課 佐賀広域消防局 予防課 佐賀広域消防局 警防課 佐賀広域消防局 小城消防署
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、おおむね良好に処理されていた。

監査の対象	佐賀広域消防局 北部消防署
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p><b>前渡資金出納簿の作成について</b></p> <p>車検等の費用について、現金で資金前渡を受けたあと、債権者に支払うまで北部消防署で保管していたが、前渡資金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>現金の取扱いについては、慎重に行うべきであり、前渡資金出納簿は、前渡資金在高を整理して明確にする重要な帳簿であるため、佐賀中部広域連合財務規則第56条第1項に基づき適正に作成されたい。</p>